

審査会資料

案 件	資料番号
報 告 神戸新交通株式会社の不正事案等に関する監査要求について	1
(備 考)	

神戸新交通株式会社の不正事案等に関する監査要求について

1. 神戸新交通株式会社における不正事案等について

(1) 会社の承認を得ない組合活動

[神戸新交通労働組合：日本私鉄労働組合総連合会加盟、組合員数 170 名 (H31. 4. 1 現在)]

① 事案の概要

労働協約に基づく過去 (H25. 4～H30. 9) の組合活動 (対象者：組合役員 1 名) において、会社の承認を得ない不適正な組合活動を行っている時間があることが判明した。

〔組合活動を行う際には、労使で締結した労働協約に基づき、組合からの離職申請 (勤務時間中に組合活動で離席することの承認申請) を会社が承認した後に活動することとしている。〕

② 離職承認を得ていなかった時間

勤務時間の約 5 割

※残り勤務時間の約 4 割は離職承認済、約 1 割は会社業務等

③ 対応状況

1) 離職に要する費用の精算

離職承認を得ていなかった時間について、労働組合から遡っての離職申請が提出され、離職に対しては事後承認としたが、全て無給扱いの離職として離職費の精算を行うこととした。精算金額は約 480 万円 (他の一部役員の精算金及び遅延損害金 5%を含む)。

2) 関係者の処分等 (H30. 10. 25)

懲戒処分…当該対象者 1 名 (係長級)：減給 (基準賃金月額 of 1/10、1 か月)

管理監督者 1 名 (課長級)：譴責

役員報酬の自主返納…関係役員 3 名：月額報酬の概ね半額

(2) 特別貸付金制度の取り扱い

① 事案の概要

社員への貸付金制度である「特別貸付金」として、社員 1 名に対し、経済的支援のため、合計 2,188 万円を貸付けていた。また、元金償還は行わず退職金で精算するとし、連帯保証人を設定しない不適切な取り扱いをしていた。(貸付時期 H15. 8、H24. 3)

② 特別貸付金制度の概要（H15.8 施行）

- 1) 目的…生活困窮や経済的に支援しなければ社会生活に支障をきたすおそれのある特段の理由がある場合。
- 2) 限度額…借入時の退職金を限度とし、勤続年数に応じて設定（勤続 20 年以上の場合で退職金の 100%）
- 3) 利息…0.96%（H28.5～）（H15.8 貸付当初 2%）

③ 対応状況

特別貸付金制度は平成 31 年 3 月 31 日付で廃止した。現貸付金については、連帯保証人を設定するとともに早期返還を求め、平成 31 年 4 月 17 日に完済された。

(3) 神戸空港駅における違算金の発生

① 事案の概要

神戸新交通ポートアイランド線（通称ポータルライナー）の神戸空港駅の駅売上金において、△639,850 円の違算金[※]が確認された。

※違算金：券売機などの売上金データと現金在高の差額をいう。

② 経緯

平成 31 年 4 月 9 日（火）から 4 月 16 日（火）の神戸空港駅の券売機等の売上金において、4 月 16 日（火）に回収を行い入金機[※]に投入、売上金データと現金在高を突合したところ、売上金 6,949,700 円の内、639,850 円の不足があることが判明した。 ※）入金機：売上金入金システムをいう。

③ 対応状況

社内調査（監視カメラの映像確認、社内聞き取り等）を行うとともに、4 月 19 日（金）に神戸水上警察署に被害届を提出した。現在、引き続き社内調査を継続しながら、警察の捜査が行われている。

再発防止策として、券売機室に設置している監視カメラの増設や、監視カメラの画像をより見やすくするための撮影範囲の変更などを、順次実施している。

(4) 給与の不正支給

① 事案の概要

監査の準備過程の中で、労働組合役員への給与の不正支給が判明した。

現在判明している不正支給額は約 2,216 万円（平成 24～30 年度、引き続き精査中）であり、それ以前についても、引き続き調査中である。

（判明している不正支給額の内訳）

- ・賞与 約 1,404 万円（組合役員 7 名に対して）
- ・超過勤務手当 約 812 万円（組合役員 4 名に対して）

② 判明した経緯

監査準備の中で、令和元年5月15日に役職員から社長に対して不正支給の事実が報告された。

③ 今後の対応方針

現在受けている監査の結果とともに弁護士と協議の上、以下の対応について厳正に対処していく。

- 1) 不正支給された給与の返還
- 2) 関与した役職員に対する処分

2. 市長から神戸市監査委員への監査要求の経緯について

平成30年10月 「市長への手紙（匿名）」の受付

- ・「組合役員が不適切な組合活動を行っている」と通報を受けた。
- ・神戸新交通株式会社（以下、「新交通」という。）に情報提供し、指摘のような問題があるようなら適正に対処するよう要請した。

平成31年3月 都市防災委員会にて長期貸付金制度に関する質疑

- ・平成29年度決算における「長期貸付金2,502万円」の執行について、新交通から制度の存在を聞いていた段階で、都市防災委員会にて質疑があった。
- ・新交通から改めて説明を受けたところ、「特別貸付金制度」の事務処理の一部に疑義が生じた。

平成31年4月 市長から神戸市監査委員への監査の要求（4月25日）

< 監査を求める事項 >

- ・新交通の長期貸付金制度に関連する事務処理等の適否
- ・新交通の従業員に対する給与等の支払状況及びそれに伴う事務処理等の適否
- ・その他上記監査を実施する過程で明らかになった新交通の経理支出に関する不正あるいは不適切な支払状況の有無及びそれに伴う事務処理の適否
- ・新交通の過去あるいは現在の役員らの新交通に対する損害賠償責任の有無及び程度

令和元年5月 市長から神戸市監査委員への監査の追加要求（5月22日）

- ・新交通における従業員に対する給与支払いについて、新たに、賞与や超過勤務手当の不正支給が判明したとの報告を受けたため、監査を追加要求した。